

鹿児島県労働委員会年報

平成29年版
(平成29年1月～12月)



鹿児島県労働委員会

目 次

5第1章 労働委員会による調整・審査	1
第1節 労働争議の調整	1
1 概況	1
2 調整事件	4
第2節 個別労働関係紛争のあっせん	6
1 概況	6
2 個別労働関係紛争あっせん事件	8
第3節 不当労働行為事件の審査	9
1 概況	9
2 審査事件	12
第4節 行政訴訟事件	12
第5節 再審査事件	12
第6節 資格審査	12
1 概況	12
2 資格審査一覧表	12
3 資格審査取扱状況	13
第7節 認定告示	13
第2章 労働委員会活性化のための取組（平成29年度）	14
I 労働委員会制度の認知度を高めるための方策	14
1 委員による「労働に関する無料相談会」の開催	14
2 周知月間を中心とした制度・相談会等の周知広報	15
3 委員による出前講座	17
II 委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策	18
III 迅速・的確な審査手続き充実にさせるための方策	19
1 審査の期間の目標	19
2 審査の実施状況及び目標の達成状況	19

第1章 労働委員会による調整・審査

第1節 労働争議の調整

1 概 況

- (1) 平成29年1月から12月における係属した調整事件は1件である。
- (2) 平成29年申請の調整事件に係る調整区分は、あっせん1件（第2表）で、開始事由は組合からの申請1件である（第3表）。
- (3) 調整事項は、団体交渉促進等1件である（第4表）。
- (4) 業種別には、公務1件（第5表）。
- (5) 終結状況は、解決1件である（第6表）。
- (6) 調整の平均所要日数は、197日である（第7表）。

第1表 平成29年調整事件取扱一覧

事件名	調整区分	組合員数 ----- 従業員数	申請区分	調整事項	終結事由	調整経過		所要日数	調整回数
						年月日	事項		
平成29年 (あ)第1号 事件(549)	あっ せん	126	労	非常勤の嘱託員 (特別職)2名の 雇止め通知の撤 回を議題とする 団体交渉申入れ に対する誠実な 団交の実施	解決 (取下げ)	29. 3. 21	あっせん申請 事務局調査 (申請者)	197	3
						3. 22	あっせん員指名		
						3. 31	事務局調査 (被申請者)		
						5. 24	第1回あっせん		
						9. 6	第2回あっせん		
						9. 18	第3回あっせん		
						10. 4	終結 (解決)		

第2表 調整区分別件数（新規申請分）

調整区分	年	25年	26年	27年	28年	29年
あっせん		2	3		2	1
調 停						
仲 裁						
計		2	3	0	2	1

第3表 調整開始事由別件数（新規申請分）

調整区分	年	25年	26年	27年	28年	29年
組 合 申 請		2	2		2	1
使用 者 申 請			1			
双 方 申 請						
計		2	3	0	2	1

第4表 調整事項別件数（新規申請分）

調整事項		年	25年	26年	27年	28年	29年
組合承認・組合活動			1				
労働協約・効力・解釈履行							
賃 金 等	賃 金 増 額						
	一 時 金						
	諸 手 当						
	退 職 一 時 金						
	そ の 他			2			
計				2			
給与以外の労働条件							
経 営 人 事	事業所廃止・事業縮小						
	配 置 転 換						
	解 雇						
	そ の 他						
計							
団体交渉促進等			1	1		2	1
そ の 他							
合 計			2	3	0	2	1

(注) 申請のあった調整事項を計上してあるので、調整事件数とは一致しない。

第5表 業種別件数（新規申請分）

業種 年	建設業	製造業			情報通信業 その他	運輸業・郵便業				卸売業・小売業	金融業・保険業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	公務	その他	計
		食料品製造業	印刷・同関連業	化学工業		鉄道業	道路旅客運送業	道路貨物運送業	水運業									
25年		1												1				2
26年													1	1	1			3
27年																		0
28年												2						2
29年																1		1

第6表 調整の終結状況

終結 態様	年 調整 区分	25年			26年			27年			28年			29年			計	
		あ っ せ ん	調 停	仲 裁	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	あ っ せ ん	調 停	仲 裁	あ っ せ ん	調 停	仲 裁		
指名前	不開始 (規65-2)																	
	取下げ				1												1	
指名後	取下げ																	
	解 決	案提示 解決	2		1													3
		自主 解決												1				1
		計	2		1									1				4
	打切り				1						2							3
調停不調																		
計		2		3						2			1				8	
翌年繰越																		

(注) () は前年からの繰越で外書き。

第7表 調整の所要日数

区分	25年	26年	27年	28年	29年
平均	46	27	—	33	197
最長	48	31	—	43	197
最短	43	23	—	22	197

(注) 所要日数は、あっせん員（調停委員）指名から事件終結までの日数である。

2 調整事件

(1) 平成29年(あ)第1号事件

- 1 通 番 549号
- 2 申請年月日 平成29年3月21日
- 3 申請者 X組合
- 4 被申請者 Y地方公共団体
- 5 業 種 地方公務

6 調整事項

非常勤の嘱託員（特別職）2名の雇止め通知の撤回を議題とする団体交渉申入れに対する誠実な団交の実施

7 申請に至るまでの経過

- (1) 平成29年2月、Y地方公共団体の特別職非常勤嘱託員2名について、任期1年間の委嘱がそれぞれ4回、6回と繰り返された後、29年度の委嘱については面接試験の結果不採用となった。2名は所属長である課長（当時）から不採用の理由について説明を受けたが納得できず、X組合に加入し、X組合は2名に対する雇止め通知の撤回を議題とする団体交渉を申し入れた。Y地方公共団体は、「団交ではなく話し合いであれば応じる。」と回答した。
- (2) 平成29年3月、X組合とY地方公共団体との間で話し合いが行われた。Y地方公共団体は、非常勤嘱託員2名について、「1年契約である。」と回答し、話し合いの継続に応じない姿勢であった。
- (3) 平成29年3月21日、X組合は、県労委にあっせんで申請した。
- (4) 申請時に申請者（X組合）の実情調査を実施。

8 申請後の経過

- (1) 平成29年3月22日、あっせん員指名。
- (2) 平成29年3月31日、被申請者（Y地方公共団体）の実情調査を実施。
- (3) 平成29年5月24日、第1回あっせん開催。
- (4) 平成29年9月6日、第2回あっせん開催。
- (5) 平成29年9月18日、第3回あっせん（3回目の自主的な話し合い）開催。
- (6) 平成29年10月4日 取下書を受理（終結）。

主な争点は、① 団交の実施、② 不誠実団交、③ 雇止めの撤回であった。3回にわたりあっせんを行い、第3回あっせんにおいては、あっせん員立会い（申請者側の求めによる）のもと、3回目となる当事者間の話し合いが行われた結果、以下のとおり双方の歩み寄りが図られ、実質的な解決に至った。

争点①については、第1回あっせんで団交ではなく話し合いに応じることで申請者が了解した。

争点②については、第2回あっせんまでは、申請者が、合理的な雇止めとする根拠として面接試験の採点結果を開示するよう要求していたが、第2回あっせんで、被申請者が個人情報保護条例に基づく開示の範囲で説明するとしたことで事実上了解し、代わりに、これまでの不十分な説明等について謝罪を求めた。第3回あっせんで、被申請者が申請者に対し、不適切な対応について謝罪すること等を述べることをもって、申請者があっせん申請を取り下げるといふことで双方合意した。

なお、争点③については、第2回あっせんで2名が既に就職していることから、申請者側は雇止めの撤回は求めないこととした。

第2節 個別労働関係紛争のあっせん

1 概 況

- (1) 個別労働関係紛争のあっせんの平成29年の新規申請は3件で、すべて労働者からの申請である(第1表)。
- (2) あっせん事項は、経営・人事に関するもの4件、職場の人間関係に関するもの1件である(第2表)。
- (3) 新規申請の業種別では、製造業1件、医療・福祉1件、学術研究・専門・技術サービス業1件である(第3表)。
- (4) 終結状況は、解決2件、取下げ1件である(第4表)。

第1表 あっせん開始事由別件数(新規申請分)

区分	年	25年	26年	27年	28年	29年
労働者申請		4	5	7	3	3
使用者申請						
双方申請						
計		4	5	7	3	3

第2表 あっせん事項別件数（新規申請分）

内容		年	25年	26年	27年	28年	29年
経営・人事	解雇		1	2	4	1	2
	配置転換, 出向・転籍				1		
	懲戒処分				1		2
	退職			1		1	
	その他			1	2		
	計		1	4	8	2	4
賃金等	賃金未払い		1	1	1	1	
	賃金減額						
	一時金						
	退職一時金						
	解雇手当			1			
	その他				3		
	計		1	2	4	1	0
労働条件等					2		
職場の人間関係			1	3	1	1	1
その他			2				
合計			5	9	15	4	5

(注) 申請のあった事項のすべてについて計上してあるので、事件数とは一致しない。

第3表 産業別件数（新規申請分）

業種	建設業	製造業	情報通信業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	不動産業・物品賃貸業	医療・福祉	教育・学習支援業	技術サービス業 学術研究・専門・	宿泊サービス業 ・飲食	生活関連サービス業 ・娯楽業	分類されないもの サービス業(他に)	公務	計
25年									1			3		4
26年		1				1	2				1			5
27年		1	1		1		1			2			1	7
28年	1				1		1							3
29年		1					1		1					3

第4表 あっせんの終結状況

終結態様		年	25年	26年	27年	28年	29年	
指名前	不開始		(1)					
	取下げ					(1)		
指名後	取下げ					1	1	
	解決	案提示 解決	(1)	1	2	2	2	
		自主 解決						
		計	(1)	1	2	2	2	
	打切り	2	4 (2)	4				
合計			2 (2)	5 (2)	6	3 (1)	3	
翌年繰越			2	0	1	0	0	

(注) ()は前年からの繰越で外書き。

2 個別労働関係紛争あっせん事件

事件名	職 種	業 種	調整事項	調整内容	終結事由	調 整 経 過	
						年月日	事 項
平成29年(個)第1号(69)	労	学術研究、専門・技術サービス業	退職強要を止めること	前回実施した保安点検・調査が偽装だと嫌疑をかけられ、退職を強要されたとして、退職強要を止めることと謝罪を求めてあっせん申請がなされた。あっせんにおいて、あっせん員が双方を説得した結果、被申請者は前回の保安点検・調査を理由として懲戒処分を行わないこと、申請者は今後保安点検・調査を行うに当たっては、要領を遵守することなどを基本とする内容で双方が合意し、協定書を取り交わして終結した。	解決	29. 3. 7 29. 3. 9 29. 3. 13 29. 3. 27 29. 3. 27	あっせん申請 事務局実情調査(労働者) 事務局実情調査(使用者) あっせん 終結
						所要日数：21日	
平成29年(個)第2号(70)	労	製造業	嫌がらせ・パワハラで病気が悪化したことによる退職に対する慰謝料請求	嫌がらせ・パワハラで私傷病が悪化し、退職を余儀なくされたとして慰謝料の支払いを求め、あっせん申請がなされた。あっせんにおいて、嫌がらせ・パワハラの有無や退職理由等について双方の主張の隔たりが大きかったが、あっせん員が双方に歩み寄りの余地があるか確認・説得を行いながら、解決金額の調整を行った結果、合意に至り、協定書を取り交わして終結した。	解決	29. 10. 13 29. 10. 13 29. 10. 13 29. 10. 25 29. 11. 8 29. 11. 8	あっせん申請 事務局実情調査(労働者) あっせん員指名 事務局実情調査(使用者) あっせん 終結
						所要日数：27日	
平成29年(個)第3号(71)	労	医療・福祉	諭旨解雇を撤回し、通常のリターン退職あつかい(退職金等の支給も含む)とすること	被申請者が経営する施設の事業管理責任者としての任を解き、別の施設で管理責任者以外の業務に従事するよう命じられたため、配転等の理由について説明を求めたが、具体的な説明はなかった。このことから、配転日においても従来職場に出勤したところ、被申請者から配転命令拒否を理由とする諭旨解雇を言い渡されたため、諭旨解雇を撤回し通常のリターン退職あつかいをするを求めてあっせん申請がなされた。 被申請者の実情調査前に、申請者から取下書が提出され、事件は終結した。	取下げ	29. 12. 11 29. 12. 11 29. 12. 12 29. 12. 18	あっせん申請 事務局実情調査(労働者) あっせん員指名 取下げ
						所要日数：一日	

(注) 所要日数は申請受付から終結までの日数である。(不開始及び取下げは除く。)

第3表 申立人別申立件数

区分 年次	全 国	鹿 児 島 県			
	申立件数	申立件数	申 立 人 別		
			組 合	個 人	組合・個人
25年	365	0			
26年	371	1	1		
27年	347	0			
28年	303	0			
29年		0			

第4表 申立関係企業内の組合組織状況

区分 年次	組合が1つだけの企業	組合が2つ以上の企業	計
25年			0
26年	1		1
27年			0
28年			0
29年			0

2 審査事件

本年は継続事件，新規事件ともになかった。

第4節 行政訴訟事件

本年は係属事件がなかった。

第5節 再審査事件

本年は係属事件がなかった。

第6節 資格審査

1 概況

- (1) 平成29年は前年からの繰越はなく，新規の組合資格審査申請が2件であった。
- (2) 申請理由別にみると，労働者委員推薦関係が2件である。
- (3) 処理状況については，2件を適法であると認めた。

2 資格審査一覧表

年番号	申請組合名	組合員数	申請理由	申請年月日	終結年月日	備考
平成29年1	X 1 組合	5, 111	労働者委員の候補者推薦のため	H29. 6. 28	H29. 7. 11	適法決定
〃 2	X 2 組合	716	労働者委員の候補者推薦のため	H29. 7. 4	H29. 7. 11	適法決定

3 資格審査取扱状況

区 分 年 次	取 扱 件 数	申請理由別(新規)				終 結 態 様 別				
		法 人 登 記	救 済 申 立	労 働 者 供 給 事 業	許 可 申 請	労 働 者 委 員 推 薦	適 法 決 定	不 適 法 決 定	取 下 げ	打 切 り
25	4				2	2			1	1
26	4		1		2	3				1
27	1								1	
28	4				4	4				
29	2				2	2				

第7節 認定告示

地方公営企業の職員の非組合員の範囲の認定・告示については、本年は申出がなかった。

第2章 労働委員会活性化のための取組（平成29年度）

全国労働委員会連絡協議会において、平成22年から平成24年にかけて第1次から第3次までの報告書が出されたことを受けて、県労働委員会委員による「労働に関する無料相談会」（定期・周知月間等）を開催するとともに、委員による「出前講座」を開催するなどし、労働委員会制度の周知広報を行っているほか、委員及び事務局職員の資質向上を図るための研修の充実等を図っている。また、迅速・的確な審査手続を充実させるため、平成24年7月1日から審査の期間の目標を1年6月から1年に短縮し、実際の事件においても、「三者委員による事件の解決のための勧告」を行い和解への働きかけを行うなど、審査事件の迅速な解決に努めている。

平成29年度（平成29年4月～平成30年3月）の主な取組は、以下のとおりである。

I 労働委員会制度の認知度を高めるための方策

1 委員による「労働に関する無料相談会」の開催

(1) 定期相談会(H23.5～)

毎月第4火曜日の午後2時30分から午後5時まで、県庁労働委員会において相談会を開催した。また、平成26年度からは来庁できない方のために電話相談を実施した。(継続)

日 時	相談件数	日 時	相談件数	日 時	相談件数
29年4月25日(火)	2件(0)	8月22日(火)	4件(0)	12月26日(火)	3件(1)
5月23日(火)	6件(1)	9月26日(火)	2件(0)	30年1月23日(火)	2件(0)
6月27日(火)	3件(1)	10月24日(火)	7件(0)	2月27日(火)	3件(0)
7月25日(火)	1件(1)	11月28日(火)	3件(1)	3月27日(火)	1件(0)

※（ ）書きは電話相談で内書き。

日 時	場 所	相談件数
10月15日(日) 10:00～16:00	鹿児島市勤労者交流センター	4件
10月24日(火) 14:30～17:00	県庁労働委員会	※定期相談会参照
10月31日(火) 10:30～15:30	国分公民館	1件

(3) 周知月間以外の出張相談会

鹿児島市勤労者交流センター（キャンセル）において出張相談会を開催した。(継続)
日時：8月20日(日) 10:00～16:00 相談件数：4件

《参考》 個別労働関係紛争に係る相談

・平成29年度月別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事務局対応	8	12	11	9	7	10	12	10	10	4	13	12	118
委員相談会	2	6	3	1	4	2	7	3	3	2	3	1	37
(うち電話相談)	(0)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(5)
計	10	18	14	10	11	12	19	13	13	6	16	13	155

・相談内容別件数 (平成30年3月31日現在)

相談内容 \ 年度	25	26	27	28	29	計
経営又は人事	62	80	96	67	58	363
賃金等	47	56	44	36	31	214
労働条件等	37	55	15	28	20	155
その他(職場の人間関係)	30	41	38	37	41	187
その他	35	23	13	11	5	87
合計	211	255	206	179	155	1,006
うち委員による相談会	33	68	45	45	37	228

※ 相談内容は主なもので計上

※ 平成23年5月から定期相談会開始

(相談内容の分類)

経営又は人事	解雇，配置転換・出向・転籍，復職，懲戒処分，退職，勤務延長・再雇用，その他経営又は人事
賃金等	賃金未払，賃金増額，賃金減額，一時金，退職一時金，解雇手当，休業手当，諸手当，その他賃金，年金
労働条件等	労働契約，労働時間，休日・休暇，年次有給休暇，育児休業・介護休業，時間外労働，安全・衛生，福利厚生制度，社会保険，労働保険，その他の労働条件等
その他(職場の人間関係)	セクハラ，パワハラ・嫌がらせ
その他	その他

2 周知月間を中心とした制度・相談会等の周知広報

【紙媒体】

(1) 個別紛争あっせん制度PRポスター等の配布

当労委独自の個別紛争あっせん制度PRポスター，チラシ及びカードを関係機関・関係団体等に配布し，周知広報を依頼した。(継続)

(2) 相談会チラシの配布

QRコードを印刷した相談会チラシを作成し，関係機関・労使団体等に配布し，周知広報を依頼した。(継続)

また，労使団体等の会員への相談会チラシ配布や，大型商業施設等への相談会チラシ設置を依頼した。(継続)

2 周知月間を中心とした制度・相談会等の周知広報

【紙媒体】

(1) 個別紛争あっせん制度PRポスター等の配布

当労委独自の個別紛争あっせん制度PRポスター，チラシ及びカードを関係機関・関係団体等に配布し，周知広報を依頼した。(継続)

(2) 相談会チラシの配布

QRコードを印刷した相談会チラシを作成し，関係機関・労使団体等に配布し，周知広報を依頼した。(継続)

また，労使団体等の会員への相談会チラシ配布や，大型商業施設等への相談会チラシ設置を依頼した。(継続)

2 周知月間を中心とした制度・相談会等の周知広報

【紙媒体】

- (1) 個別紛争あっせん制度PRポスター等の配布
当労委独自の個別紛争あっせん制度PRポスター、チラシ及びカードを関係機関・関係団体等に配布し、周知広報を依頼した。(継続)
- (2) 相談会チラシの配布
QRコードを印刷した相談会チラシを作成し、関係機関・労使団体等に配布し、周知広報を依頼した。(継続)
また、労使団体等の会員への相談会チラシ配布や、大型商業施設等への相談会チラシ設置を依頼した。(継続)

◇ 個別あっせん制度PRポスター



◇ 個別あっせん制度PRカード



【ホームページ及び携帯電話サイト】

- (3) 委員リレーコラム掲載等によるホームページ等の充実
ホームページ及び携帯電話サイト内に制度概要や相談会・周知月間等について掲載するとともに、ホームページ上に委員が毎月交替でコラムを掲載した。(継続)
なお、携帯電話サイトに直接つながるQRコードを、個別紛争あっせん制度PRポスター・チラシ・カード、相談会チラシ、のぼり旗、委員・職員の名刺等に印刷し、広報を行った。(継続)
- (4) 関係機関等ホームページのリンク及び相談会掲載
鹿児島労働局、鹿児島産業保健総合支援センター、連合鹿児島、法テラス鹿児島及び市町のホームページに、当労委（個別紛争あっせん制度）ホームページへのリンク付けがされるとともに、関係機関・労使団体等のホームページに相談会が掲載された。(継続)

【マスコミ】

- (5) 定期相談会，出張相談会，周知月間中の相談会については，テレビ局・ラジオ局・新聞社に年間を通じて告知を依頼し，周知広報を行った。(継続)

【県広報媒体】

- (6) 県広報媒体による広報

個別紛争あっせん制度や定期相談会について，県政広報テレビ・ラジオ番組による告知を年間を通じて実施した。29年6月には会長が，12月には事務局職員が，ラジオの対談番組において，個別紛争あっせん制度を紹介した。また，「グラフかごしま」(30年1月発行)に定期相談会について，県政広報「新聞インフォメーション」(平成30年1月掲載)にあっせん制度について掲載した。(継続)

30年2月からは，県広報公式ツイッターにより，定期相談会等の情報発信を開始した。
(新規)

【関係機関等】

- (7) 労使団体・関係機関等との連携

関係機関等に対して個別紛争あっせん制度や定期相談会等について周知広報を依頼するとともに，労働局やハローワーク，労使団体等に直接出向き，労使紛争に関する相談の当労委紹介を依頼した。県弁護士会会員に対しては，県弁護士会レターボックスを活用して，制度等の周知及び相談者への当労委紹介を依頼した。(継続)

また，周知月間の出張合同相談会においては，開催地及び周辺の市町を訪問し，広報を依頼するとともに，関係機関と連携して合同で相談対応した。(継続)

- (8) 県や市町の広報誌への掲載

県メールマガジンによる市町村への広報誌原稿を情報提供したほか，県・市の労政担当課発行の広報誌等に制度概要や相談会の掲載を依頼した。(継続)

【その他】

- (9) 地域情報誌・求人情報誌への掲載

地域情報誌や求人情報誌に，個別紛争あっせん制度や相談会を掲載した。(継続)

3 委員による出前講座

労働委員会制度の認知度向上の一環として、労働者委員や使用者委員が、労使団体の会合等に出向くとともに、公益委員が、高校や大学に出向き、労働委員会制度をPRした。(継続)

	実施日及び時間	場 所	団体名	参加者数	講師名
公 益	平成29年10月16日(月) 13:00~16:10	志學館大学	法学部	約220人	末永睦男会長代理
	平成29年12月 6日(水) 14:30~16:00	鹿児島大学	法文学部	約 20人	采女 博文 委員
	平成29年12月19日(火) 14:15~15:15	穎娃高等学校	全校生徒	約200人	宮廻 甫允 会長
	平成29年12月21日(木) 13:20~14:10	鹿児島高等学校	普通科3年生	約120人	宮廻 甫允 会長
	平成30年 2月 7日(水) 9:45~10:35	明桜館高等学校	3年生全員	約200人	采女 博文 委員
労働者	平成29年11月18日(土) 14:00~14:30	県教育会館	連合鹿児島 青年委員会	約 50人	森田 周一 委員
	平成30年 1月13日(土) 17:00~17:30	マリンパレス かごしま	連合鹿児島 春闘討論集会	約 50人	日高 実禎 委員
	平成30年 2月28日(水) 18:45~19:00	県労働者福祉会 館	連合鹿児島地協 春闘討論集会	約 50人	村屋 高広 委員
使用者	平成29年12月 4日(月) 15:00~15:30	ホテルパレスイン 鹿児島	県中小企業団体 中央会	約 30人	久永 修平 委員
	平成29年12月 6日(水) 13:30~14:00	ホテルレクストン 鹿児島	県経営者協会	約60人	中村 博之 委員
	平成29年12月 8日(金) 16:30~17:00	あづま荘	南九州商工会	約 30人	吉富 秀介 委員



志學館大学(H29. 10. 16)



穎娃高等学校(H29. 12. 19)



鹿児島高等学校(H29. 12. 21)



連合鹿児島地域協議会
(H30. 2. 28)



県経営者協会
(H29. 12. 6)



県中小企業団体中央会
(H29. 12. 4)

II 委員及び事務局職員の資質の維持・向上を図るための方策

定例総会日に開催している労働問題研究会（外部講師や事務局職員等講師による研修）については、委員が出席する会議における議題の事前検討に加え、鹿児島労働局との意見交換会、中労委作成の論点別調整事件解説集を活用した事例研修など、研修方法、内容の充実を図った。

特に、宮崎県労働委員会の日野直彦会長を講師として招いた特別講演会は、労働関係機関・団体にも参加を呼びかけ、多数の参加があった。

また、あっせん事件（集団・個別ともに）終結時には、総会において担当あっせん員による所感発表及び全委員による意見交換を行ったほか、労働問題研究会での事例研修のテーマとするなど情報の共有を図った。

さらに、全労委として取り組んでいる公労使委員合同研修をはじめとする全国・九州ブロックの会議・研修に委員が参加したほか、事務局職員を全国・九州ブロックの会議・研修や個別労働紛争解決研修（JIRRA）、労働契約解説セミナー（厚生労働省）等に参加させ、資質の向上に努めた。

このほか、「個別労働関係紛争等に係る事務局勉強会」をほぼ毎月実施し、個別労働紛争解決に必要な資質の向上に努めた。



労働問題研究会特別講演会(H30.2.13)

○ 「個別労働関係紛争に係る事務局勉強会」の実施状況

実施日	内 容	実施日	内 容
4月14日	労働法概論	10月26日	解雇
6月29日	雇用における男女の平等	11月30日	企業秩序と懲戒
7月27日	労働契約・就業規則	12月27日	公労使委員個別紛争専門研修の事例検討
8月31日	高齢・少子社会の就業支援	1月31日	採用
9月28日	労委事務局中央研修の事例検討		

III 迅速・的確な審査手続を充実させるための方策

1 審査の期間の目標

労働組合法第27条の18に基づく審査の期間の目標については、従来1年6月であったが、平成24年6月12日に開催した公益委員会議において、公益委員会議申合せ及び公益委員会議決定事項を改正し、1年（団交拒否のみの事案については10月）とし、平成24年7月1日から適用している。

2 審査の実施状況及び目標の達成状況

本年度は係属事件がなかった。